

# 公募型プロポーザル方式に係る業務概要等の揭示

令和2年6月10日

<p><b>対象業務名称</b></p>	<p>仙台市水道局検針・収納・開閉栓等業務委託その1（北地区）                  仙台市水道局検針・収納・開閉栓等業務委託その2（南地区） 2件                  ※ただし、契約はどちらか一方のみとなります。</p>		
<p><b>業務概要</b></p>	<p>以下のとおり</p>	<p><b>履行期間</b></p>	<p>令和2年12月1日（予定日）から                  令和8年3月31日まで（準備期間含む）</p>
<p>その1（北地区）</p>	<p>履行場所 青葉区・泉区の給水区域内</p>	<p>R2.2～3</p>	<p>検針件数 247,095件</p>
<p>その2（南地区）</p>	<p>履行場所 宮城野区・若林区・太白区の給水区域内</p>	<p>R2.2～3</p>	<p>検針件数 265,379件</p>
<p><b>【委託業務内容】</b>                  ・水道料金等の収納及び各種受付等窓口業務 ・水道メーターの検針・計量業務                  ・水道開閉栓及び現場精算業務 ・水道料金等の収納業務（未納整理業務） ・災害時給水栓点検等業務                  ・減免業務 ・口座振替業務 ・クレジットカード決済業務 ・還付業務 ・その他附帯業務 等</p>			
<p><b>公募条件 （参加資格）</b></p>	<p>以下のとおり</p>		
<p>1 対象業務に対応する業種について、仙台市水道局契約規程（昭和39年仙台市水道局規程第17号）第4条に規定する一般競争入札参加格者名簿に登録されている者であること。                  2 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立中又は更生手続中でないこと。                  3 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立中又は再生手続中でないこと。                  4 有資格業者に対する指名停止に関する要綱（平成4年8月26日管理者決裁）第2条第1項の規定による指名停止を受けていないこと。                  5 仙台市水道局入札契約暴力団等排除要綱（平成20年10月31日管理者決裁）別表各号に掲げる要件に該当しない者であること。                  6 検針業務について、過去5年以内に1契約による水道メーター検針対象箇所数が10万箇所以上である業務を3年間以上適正に履行した実績を有すること。                  7 収納業務（未納整理業務）について、過去5年以内に1契約による給水人口20万人以上である業務を1年間以上適正に履行した実績を有すること。</p>			
<p><b>参加申請書提出期限</b></p>	<p>令和2年7月7日（火）</p>		
<p><b>参加申請書提出方法</b></p>	<p>郵送（配達記録が残るものに限る。）による。</p>		
<p><b>資格審査結果発送日</b></p>	<p>令和2年7月20日（月）</p>		
<p><b>担当及び書類提出先</b></p>	<p>〒982-8585 仙台市太白区南大野田29-1                  仙台市水道局総務部営業課 プロポーザル担当                  電話 022(304)0017 FAX 022(249)2123</p>		